

## 第34回宇宙安全保障部会 議事要旨

### 1. 日時

令和元年11月19日（火） 10：00～12：00

### 2. 場所

内閣府宇宙開発戦略推進事務局大会議室

### 3. 出席者

#### (1) 委員

青木部会長、片岡部会長代理、折木委員、久保委員、白坂委員、鈴木委員、土屋委員、中須賀委員、名和委員

#### (2) 事務局

宇宙開発戦略推進事務局 松尾事務局長、行松審議官、中里参事官、星野参事官、吉田参事官、森参事官、鈴木参事官、滝澤参事官

#### (3) 関係省庁

内閣官房 国家安全保障局 安藤内閣審議官

外務省 総合外交政策局 宇宙・海洋安全保障政策室 山地室長

防衛省 防衛政策局 戰略企画課 松本課長

防衛省 防衛研究所 八塚研究員

### 4. 議事要旨 (○：質問・意見等 ●：回答)

#### (1) 安全保障分野における中国の宇宙政策

資料1に基づく説明の後、次のような議論が行われた。

○中国が宇宙に関わる国際ルールへの積極的な関与を行う背景としてどのようなことが考えられるか。

●特に安全保障に関しては、米国のオペレーションをいかに制限するか、或いは自国の安全保障にとって有利な国際ルールをどのように構築するかという観点から積極的に関与していると考えられる。

○中国版GPSである北斗(Beidu)衛星の活用形態の見通しを教えていただきたい。

●北斗衛星を使っていろいろなところで実験をして、データを集めている状況と考えられる。グローバル展開によって、途上国に対してサービスを提供する代わりに、データを取得することを目指しているのではないかと思われる。あわせて、中国の主権維持のためのオペレーションを円滑化させるツールとしても使っている。

#### (2) 米国月探査計画への日本の参画表明について

資料2-1から2-3に基づく説明に続く委員からのプレゼンの後、次のような議論が行われた。

○月の南極にある水氷のある国が探索している状況において、(宇宙条約上の)当事国が、他国に対して近づくなという趣旨のことを言えるのか。

●近づくなと言うことは可能であるが、国際法的な正当性はない。

○いかに早い段階で全体の構想に入していくのかということは重要であるが、それに加えて法律、安全保障等との繋がりを考慮しながら進めることが重要である。早期から参画することで、ルール作りにも参画が可能となる。これまで日本は、他国が作ったルールに追いつくことは得意であったが、先んじてルールメイキングの側に立つことは重要である。その際、外交・安全保障的な価値は評価されにくいが、目に見えない価値を重視することも重要である。

○米国月探査計画への参画について、外交・安全保障上の視点から、日本がどのように対応していくべきかということを、宇宙安全保障部会や宇宙政策委員会の場で一層の議論をすべきである。

### (3) 宇宙基本計画工程表の改訂について

資料3に基づく説明の後、次のような議論が行われた。

○（工程表 21「宇宙状況把握（SSA）」について、）米軍においては、SSA が SDA（Space Domain Awareness）という名称になるという議論もあり、そちらの議論の動向をフォローする必要がある。

○SSA に関しては、官民及び国際的な役割分担の議論もさることながら、データ共有に関する議論も必要である。

○（工程表 6「即応型の小型衛星等」及び 20「即応型の小型衛星等の打上げシステム」に関して、）即応型小型衛星に関しては、米国は今後の取組を縮小する方向である。日本としてはどうすべきかということに関しては、即応型小型衛星等の技術を日本として保有すべきかどうか検討する必要がある。

○（工程表 22「海洋状況把握（MDA）」について、）MDA はかなり進んでいる印象があり、技術動向調査をやるのであれば、早期に進めることが望ましい

○月探査計画を巡る安全保障について検討していく旨を、宇宙基本計画工程表に記載すべきである。

以上